

秋田市審議会等の会議の公開に関する要綱

〔平成14年9月6日
市長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市審議会等の設置および運営等に関する指針（平成14年9月6日策定）第2項に定める審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(審議会等の会議の公開基準)

第2条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 秋田市情報公開条例（平成9年12月18日秋田市条例第39号）第7条各号に規定する情報について審議等を行うとき。

(2) その他審議会等において特別の事情があると認めるとき。

(公開・非公開の決定)

第3条 審議会等の公開又は非公開は、当該審議会等がその会議等において決定するものとする。

2 審議会等は、会議の全部又は一部を公開しないことに決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法)

第4条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第5条 審議会等を所管する課所室は、会議を公開するに当たっては、次

の各号に掲げる事項を「広報あきた」、秋田市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) その他必要な事項

(会議録の作成)

第6条 審議会等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(会議録の公開)

第7条 審議会等は、秋田市情報公開条例に基づく会議録の開示のほか、秋田市ホームページ等を活用した会議録の公開に努めるものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。